

地域医療支援病院の業務に関する報告書

令和4年10月5日

神奈川県知事殿

住所 神奈川県小田原市荻窪300番地

開設者

氏名 小田原市長 守屋 輝彦

医療法施行規則第9条の2第1項の規定により、令和3年度の業務に関して報告します。

- 1 名称 小田原市立病院
- 2 所在地 〒250-8558 神奈川県小田原市久野46番地
- 3 診療科名 内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科

4 病床数

一 般 精 神 感 染 症 結 核 療 養 合 計
4 1 7 床 床 床 床 床 4 1 7 床

5 施設の構造設備

施 設 名	設 備 概 要
集 中 治 療 室	(主な設備) 救急蘇生装置、除細動機、心電計、呼吸循環監視装置、光線治療器 病床数10床（ICU4床、NICU6床）
化 学 検 査 室	(主な設備) 全自動生化学分析装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置、自動血球計数分析装置
細 菌 検 査 室	(主な設備) 全自動血液培養検査装置、全自動細菌検査システム、バイオハザードキャビネット
病 理 検 査 室	(主な設備) 自動固定包埋装置、自動染色装置、電子顕微鏡、凍結切片作製装置



別紙

1 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率		72.4%	算定 期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率		85.9%		
算出 根拠	A：紹介患者の数			9，246人
	B：初診患者の数			12，767人
	C：逆紹介患者の数			10，969人

- 備考 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入してください。
- 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入してください。
- 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入してください。

2 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

番号	職 種	氏 名	勤務の態様	勤務時間	備 考
1	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	8時30分～ 17時15分	救急科
2	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
3	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
4	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
5	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	救急科
6	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
7	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
8	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
9	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
10	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
11	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
12	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
13	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	循環器内科
14	医師		常勤 専従 非常勤 非専従	同上	脳神経外科

15	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
16	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
17	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	脳神経外科
18	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	心臓血管外科
19	医師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	心臓血管外科
20	看護師		常勤 非常勤	専従 非専従	同上	看護職職員 他52名

3 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	0床（一般病床）
専用病床	28床

備考 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載してください。

4 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救命救急センター	284㎡	（主な設備）救急蘇生装置、除細動機	可
救命救急センター循環器分室	32.1㎡	（主な設備）救急蘇生装置、除細動機	可
	㎡	（主な設備）	
	㎡	（主な設備）	
	㎡	（主な設備）	

5 重症救急患者の受入体制の確保

救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院である。
令和2年1月23日付け医第987号通知 認定期間：令和2年2月1日～令和5年1月31日

備考 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載してください。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載してください。

6 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	5,209人 (2,794人)
上記以外の救急患者の数	7,115人 (992人)
合計	12,324人 (3,786人)

備考 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入し、括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載してください。

7 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

8 医療従事者の診療、研究又は研修のための共同利用の実績

- (1) 高度医療機器の共同利用を行った医療機関の延べ数 1,364機関
- (2) (1)の医療機関のうち開設者と直接関係ない医療機関の延べ数 1,364機関
- (3) 共同利用に係る病床の利用 令和3年度は実績なし

備考 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記してください。

9 医療従事者の診療、研究又は研修のための共同利用の範囲等

病床、医療機器（CT、MRI、RI、骨塩定量測定器、PET/CT、マンモグラフィ）、心臓超音波検査

常時共同利用可能な病床数	17床
--------------	-----

備考 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記してください。

10 医療従事者の診療、研究又は研修のための共同利用の体制

- (1) 共同利用に関する規定の有無 有 無
- (2) 利用医師等登録制度の担当者 氏 名：
- 職 種：

備考 共同利用に関する規定を有する場合には、当該規定の写しを添付してください。

11 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関
仁天堂医院	医療法人社団 恵愛会	小田原市浜町1-4-15	外科、内科	なし
平原眼科クリニック	医療法人社団 平原眼科クリニック	小田原市南鴨宮3-44-3	眼科	なし
山口耳鼻咽喉科医院	山口 潤	小田原市浜町3-12-1	耳鼻咽喉科	なし
中川整形外科医院	医療法人社団 中川整形外科医院	湯河原町中央2-13-3	整形外科	なし
清水内科クリニック	医療法人社団 清水内科クリニック	小田原市寿町2-7-6	内科、小児科	なし
蛭田診療所	医療法人社団 蛭田診療所	小田原市蓮正寺310	内科、循環器科、小児科	なし

浜町小児科 医院	医療法人社団 浜町小児科医 院	小田原市浜町1-14-3	小児科	なし
石井医院	石井 出	小田原市久野1110-1	内科	なし
西湘病院	医療法人財団 報徳会	小田原市扇町1-16-35	内科	なし
窪倉医院	医療法人社団 窪倉医院	小田原市扇町1-12-18	内科、小児科、皮膚科	なし
後藤耳鼻咽 喉科クリニ ック	後藤 領	湯河原町中央2-5-6	耳鼻咽喉科	なし
渡邊内科ク リニック	医療法人社団 渡邊内科クリ ニック	小田原市栄町1-2-8 八百源ビル1F	内科、消化器内科、放射線 科	なし
クリニック 山田	山田 弘明	小田原市南鴨宮3-12- 4小島ビル2F	心療内科	なし
樹こどもク リニック	医療法人社団 陽康会	開成町吉田島4320-2 3F	小児科	なし
菱木医院	菱木 俊匡	小田原市栢山2823-4	内科、腎臓内科、小児科	なし
心身クリニ ーコくばく ら	窪倉 明雄	小田原市久野237	神経科、内科、心療内科	なし
井上医院	医療法人社団 井上会	小田原市上新田13-1	内科、外科、放射線科、神 経内科	なし
かものみや 耳鼻咽喉科	医療法人社団 かものみや耳 鼻咽喉科	小田原市南鴨宮3-33- 16	耳鼻咽喉科	なし
土屋医院	医療法人社団 土屋医院	箱根町湯本613	内科、小児科	なし
横田小児科 医院	医療法人社団 横田小児科医 院	小田原市北ノ窪515-3	小児科	なし
富田医院	医療法人社団 富田医院	小田原市曾我別所777 -6	内科	なし
小澤病院	医療法人 同愛会	小田原市本町1-1-17	内科、循環器科、血液内 科、整形外科、外科、呼吸 器外科、婦人科、眼科、麻 酔科、リハビリテーション 科、消化器内科、消化器外 科、放射線科、泌尿器科、 皮膚科、リウマチ科、歯科 口腔外科、呼吸器内科、乳 腺外科、神経内科、腎臓内 科、糖尿病・代謝内科、脳 神経外科、	なし
耳鼻咽喉科 濱田医院	医療法人 恒真会	小田原市本町1-4-10	耳鼻咽喉科	なし

郷医院箱根 小涌園診療 所	郷 辰彦	箱根町二の平1274-84	内科、小児科	なし
福井内科消 化器科クリニック	医療法人社団 福井内科消化 器科クリニック	小田原市中里392-1	内科、消化器科、放射線科	なし
武井内科医 院	医療法人 武井内科医院	小田原市国府津4-3-1 9	内科、神経内科、呼吸器 科、循環器科、消化器科、 小児科	なし
尾泉内科医 院	尾泉 博	箱根町宮城野622	内科、小児科	なし
村田医院	医療法人社団 村田医院	小田原市栢山473	内科、皮膚科、小児科、リ ハビリ科、麻酔科	なし
渡辺医院	渡辺 明人	小田原市中曽根78	外科、内科、脳神経外科	なし
川邊小児科 内科医院	医療法人 慈愛会	小田原市酒匂5-13-38	小児科、内科、皮膚科	なし
山屋整形外 科医院	医療法人社団 山屋整形外科 医院	小田原市飯泉804-21	整形外科、リハ科	なし
五十子内科 医院	医療法人社団 健愛会	湯河原町土肥2-13-19	内科、消化器科	なし
やまざき小 児科医院	山崎 伸	小田原市高田309-1	小児科	なし
山口医院	医療法人社団 山口医院	小田原市酒匂1402-1	内科、循環器科	なし
加藤小児科 医院	医療法人社団 加藤小児科医 院	小田原市堀之内218-3	小児科、アレルギー科	なし
森本内科医 院	医療法人社団 森本内科医院	小田原市荻窪472	内科、循環器内科	なし
あすなろク リニック	高橋 由利子	小田原市南鴨宮3-18- 13	小児科、アレルギー科	なし
川上医院	医療法人社団 安寧会	小田原市飯田岡371-1	内科、皮膚科、泌尿器科	なし
いのうえク リニック	医療法人 三脇会	南足柄市沼田97-1 ララミー 1 F	胃腸科、外科、内科、肛門 科	なし
富士フィル ム健康管理 センター	富士フィルム 健康保険組合	南足柄市狩野681	内科、歯科	なし
いずみ耳鼻 咽喉科医院	医療法人社団 いずみ耳鼻咽 喉科医院	南足柄市関本565-5	耳鼻咽喉科	なし
遠藤耳鼻咽 喉科医院	医療法人社団 遠藤耳鼻咽喉 科医院	開成町吉田島4364-4 アールツービル 2 F	耳鼻咽喉科	なし
こうの内科 クリニック	河野 典博	南足柄市岩原180-1	内科、呼吸器科	なし

くりた眼科 クリニック	医療法人 くりた眼科ク リニック	小田原市栄町1-14-9 NTビル I 2F	眼科	なし
大内病院	医療法人社団 朱鷺会	南足柄市中沼594-1	内科、循環器内科、小児 科、アレルギー科、糖尿病 内科、消化器内科、外科、 消化器外科、肛門外科、整 形外科、皮膚科、循環器外 科	なし

備考 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入してください。

12 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の内容

- (1) 小田原整形外科医会学術講演会 (2回61人: 院内14人、院外47人)
 (2) 小田原産婦人科医会 (1回10人: 院内3人、院外7人)
 (3) 小田原市立病院オープンセミナー (8回6人: 院内3人、院外3人)
 (4) 地域医療連携研修会 (1回36人: 院内22人、院外14人)
 (5) 小田原市立病院がん化学療法研修会 (3回125人: 院内0人、院外125人)

13 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	15回
(2) (1)の合計研修者数	238人

備考 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入してください。

2 (2)には、前年度の研修者の実数を記入してください。

14 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の体制

- (1) 研修プログラムの有無 ☒有・無
 (2) 研修委員会設置の有無 ☒有・無
 (3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	看護師	看護部	看護部長	30 年	教育責任者
	医師	外科	診療部長	29 年	
	医師	循環器内科	診療部長	21 年	

備考 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載してください。

15 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
会議室	130㎡	(主な設備) スクリーン、音響、机、椅子、演台、LANケーブル
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)
	㎡	(主な設備)

16 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	川口 竹男（病院長）
管理担当者氏名	

諸 記 録		保管場所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		病歴室にて保管	・病名については、ICD10コードによる分類 ・診療録等については、患者ID番号順に紙カルテとして病歴室に保管 ※電子カルテはサーバー上に保管
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療相談室及び各担当部署	
	救急医療の提供の実績	救命救急センター	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	地域医療連携室	
	閲覧実績	病歴室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	地域医療連携室	

備考 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入してください。

17 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法

閲覧責任者氏名	川口 竹男（病院長）
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室、医事課

閲覧の手続の概要

<診療に関する諸記録・病院の管理及び運営に関する諸記録のうち、厚生労働省令で定める下記の情報について、閲覧を行う。>

- 1 共同利用の実績（所管：地域医療連携室）
- 2 救急医療の提供の実績（所管：医事課）
- 3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績（所管：地域医療連携室）
- 4 閲覧実績（所管：地域医療連携室）
- 5 紹介患者に対する医療提供の実績の数（所管：地域医療連携室）
- 6 他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数（所管：地域医療連携室）

前年度の総閲覧件数		0件
閲 覧 者 別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

18 医療法施行規則第9条の19第1項の委員会の開催の実績

委員会の開催回数	3回
委員会における議論の概要	
小田原市立病院地域連絡会議	
日時：①令和4年1月7日 ※書面会議 ②令和4年3月1日 ※アンケート方式による当院への意見収集 ③令和4年3月31日 14:00～ 議題：①大腿骨近位部骨折治療と腰椎圧迫骨折治療の地域連携について ②小田原市立病院診療科ガイド2021について 等 ③新病院の基本計画について 等 ※コロナ感染状況を見極めながら実施	

備考 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載してください。

19 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口 <u>相談室</u> <u>その他</u> (病棟)																																						
主として患者相談を行った者 (複数の記入も可)	看護師、医療ソーシャルワーカー																																						
患者相談件数	13,279件																																						
患者相談の概要																																							
地域医療相談室における相談内容及び相談件数内訳 <table> <tr> <th>【相談内容】</th><th>【相談件数】</th></tr> <tr><td>(1) 退院支援</td><td>5,866件</td></tr> <tr><td>(2) 入院支援</td><td>4,023件</td></tr> <tr><td>(3) 患者相談</td><td>212件</td></tr> <tr><td>(4) 受診・受療援助</td><td>178件</td></tr> <tr><td>(5) 介護保険についての情報提供</td><td>384件</td></tr> <tr><td>(6) 妊産婦支援</td><td>40件</td></tr> <tr><td>(7) 小児支援</td><td>69件</td></tr> <tr><td>(8) 疾病・治療理解支援</td><td>124件</td></tr> <tr><td>(9) 社会的支援</td><td>68件</td></tr> <tr><td>(10) 就労支援</td><td>3件</td></tr> <tr><td>(11) 経済的支援</td><td>155件</td></tr> <tr><td>(12) 心理的支援</td><td>170件</td></tr> <tr><td>(13) 在宅サービス調整</td><td>562件</td></tr> <tr><td>(14) 病院・施設への入所調整</td><td>910件</td></tr> <tr><td>(15) 制度説明</td><td>228件</td></tr> <tr><td>(16) 苦情対応</td><td>4件</td></tr> <tr><td>(17) その他</td><td>283件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,279件</td></tr> </table> * 1人の相談者から複数の相談を受ける場合あり		【相談内容】	【相談件数】	(1) 退院支援	5,866件	(2) 入院支援	4,023件	(3) 患者相談	212件	(4) 受診・受療援助	178件	(5) 介護保険についての情報提供	384件	(6) 妊産婦支援	40件	(7) 小児支援	69件	(8) 疾病・治療理解支援	124件	(9) 社会的支援	68件	(10) 就労支援	3件	(11) 経済的支援	155件	(12) 心理的支援	170件	(13) 在宅サービス調整	562件	(14) 病院・施設への入所調整	910件	(15) 制度説明	228件	(16) 苦情対応	4件	(17) その他	283件	合計	13,279件
【相談内容】	【相談件数】																																						
(1) 退院支援	5,866件																																						
(2) 入院支援	4,023件																																						
(3) 患者相談	212件																																						
(4) 受診・受療援助	178件																																						
(5) 介護保険についての情報提供	384件																																						
(6) 妊産婦支援	40件																																						
(7) 小児支援	69件																																						
(8) 疾病・治療理解支援	124件																																						
(9) 社会的支援	68件																																						
(10) 就労支援	3件																																						
(11) 経済的支援	155件																																						
(12) 心理的支援	170件																																						
(13) 在宅サービス調整	562件																																						
(14) 病院・施設への入所調整	910件																																						
(15) 制度説明	228件																																						
(16) 苦情対応	4件																																						
(17) その他	283件																																						
合計	13,279件																																						

備考 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載してください。また、個人が特定されないように記載してください。

○小田原市立病院開放型病床設置要綱

(平成 17 年 9 月 1 日)

小田原市立病院開放型病床設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市立病院処務規則（昭和 41 年小田原市規則第 36 号）第 14 条の規定に基づき、開放型病床の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 小田原市立病院は、地域医療機関の医師と共同して入院による診療を行い、もって病診連携の推進を図るため開放型病床を設置する。

2 設置する開放型病床数及び設置する病棟については別に病院長が定める。

(協定)

第 3 条 開放型病床の円滑な運営を図るため別に小田原医師会と協定を締結するものとする。

2 関係職員は、開放型病床の目的を達成するため前項の協定を遵守するよう努めなければならない。

(登録医)

第 4 条 開放型病床の円滑な管理運営を行うため登録医制度を設ける。登録医は、小田原医師会の所属する医師及び病院長が特に認めた者のうち、登録医となるための申請を行い、登録を認められた者とする。

2 登録医となろうとする者は、別に定める様式（様式 1）を用い申請を行わなければならない。

3 病院長は、登録医の申請を行った者に対して別に定める様式（様式 2）により登録医証を発行するものとする。

4 登録医の登録期間は登録の日から登録の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、特に申し出のない場合は、さらに 1 年間登録期間を延長することができる。

(入院の手続)

第 5 条 自己の診療する患者を開放型病床に入院させようとする登録医は、別に定める様式（様式 3）により申込みを行うものとする。

2 登録医からの申込みがあった場合には、空床を確認の上、担当医、病棟、病室、入院日等を決定し別に定める様式（様式 4）により速やかに申込みのあった登録医に回

答するものとする。

(共同診療)

第6条 共同で診療、指導等を行うに当たっては当院担当医が主治医、登録医が副主治医とする。

2 登録医等と共同で診療、指導等を行った医師は、その旨を診療録に記載しなければならない。

(庶務)

第7条 開放型病床の運営に関する事務は、病院長が指名する職員が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、開放型病床の設置及び運営に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。